年金請求時等に必要な基礎年金番号とは

長期給付係
(082)513-4959

①

②

③

④

『基礎年金番号』は，「個人型確定拠出年金（iDeCo（イデコ））」の加入手続や将来，老齢厚生年金等を請求する際に必要な「10桁の番号」です。この『基礎年金番号』は，次の書類等で確認できます。

公務員等の共済組合は，組合員に**「①年金手帳」**を交付していませんが，日本年金機構が，わが国に居住する20歳以上60歳未満の者全員に基礎年金番号を付番して，**「②基礎年金番号通知書」**を送付しています。（送付時期：平成９年１月）

また，**「③ねんきん定期便」**や，**「④年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書」**にも記載しています。

ねんきん定期便について

長期給付係
(082)513-4959

「ねんきん定期便」は，組合員の皆様に年金加入記録を御確認いただくとともに，年金制度に対する理解を深めていただくことを目的として，年金加入期間や老齢年金の見込額などに関する情報をお送りするものです。

当共済組合本部から毎年１回，誕生月に組合員の方へお送りしていますので，大切に保管しておいてください。

参照）公立学校共済組合本部ホームページ「ねんきん定期便」
https://www.kouritu.or.jp/kumiai/nenkin/uketorimae/johotsuchi/nenkinteikibin/index.html

年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書について

長期給付係
(082)513-4959

被用者年金制度の一元化（平成27年10月１日施行）に伴い，改正前の共済年金における３階部分（職域部分）は廃止され，新たに**「年金払い退職給付」**が創設されました。

年金払い退職給付は，毎月の標準報酬月額および標準期末手当等の額に付与率を乗じて得た付与額を，利息とともに退職するまで積み立てます。また，積み立てた額（給付算定基礎額といいます。）を基に決定した年金額は，原則65歳から支給されます。

年金払い退職給付の給付算定基礎額残高に関する情報をお知らせするため，組合員の方へ「年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書」を当共済組合本部から毎年１回，７月にお送りします。

参照）公立学校共済組合本部ホームページ「年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書」
https://www.kouritu.or.jp/kumiai/nenkin/uketorimae/johotsuchi/zandakatuutisyo/index.html